

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の全部改正について

1 規則の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づくバリアフリー化を進めるため、鳥取県福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）が全部改正されたことに伴い、特別特定建築物から除かれることとなる福利厚生のための運動施設及び建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「建築物移動等円滑化基準適合証」という。）の請求に関する事項その他法及び条例の施行に関し必要な事項を定める。

特別特定建築物 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数のものが利用する建築物又はその部分をいう。）であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。

建築物移動等円滑化基準 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設）の構造及び配置に関する基準

2 規則の概要

- (1) 建築基準法に基づく建築確認申請に添付する図書を定める。
- (2) 特別特定建築物から除外する福利厚生のための運動施設は、地方税法施行令第56条の41各号に掲げる施設とする。
- (3) 建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定手続を定める。
- (4) 所管行政庁が知事である特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定手続を定める。
- (5) 所管行政庁が知事である特定建築物におけるエレベーターの設置の特例認定の手続を定める。
- (6) 建築物移動等円滑化基準適合証の交付手続を定める。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成20年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県事務処理権限規則について、条例の施行に伴う所要の改正を行う。

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び鳥取県恩給給与細則の一部改正について

1 規則の改正理由

国民生活金融公庫等が廃止され、及び株式会社日本政策金融公庫が設立され、恩給法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 年金である恩給の受給手続及び恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外について定めた規定中、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年10月1日とする。

災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおりとする。

救 済 の 種 類			支出することができる費用の限度額		
			改正後	現 行	
避難所設置費			1人1日当たり300円	100人1日当たり30,000円	
応急仮設住宅の設置(1戸当たり)			2,366,000円	2,342,000円	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏 季 (4月1日から9月30日まで)	1人世帯	17,300円	17,200円
			2人世帯	22,300円	22,100円
			3人世帯	32,800円	32,600円
			4人世帯	39,300円	39,000円
			5人世帯	49,800円	49,500円
		6人以上1人を増すごとに加算する額	7,300円	7,200円	
		冬 季 (10月1日から翌年3月31日まで)	1人世帯	28,600円	28,400円
			2人世帯	37,000円	36,700円
			3人世帯	51,600円	51,200円
			4人世帯	60,500円	60,100円
	5人世帯		75,900円	75,400円	
	6人以上1人を増すごとに加算する額	10,400円	10,300円		
	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行う場合	夏 季 (4月1日から9月30日まで)	1人世帯	5,600円	5,600円
			2人世帯	7,600円	7,500円
			3人世帯	11,400円	11,300円
			4人世帯	13,800円	13,700円
			5人世帯	17,500円	17,400円
		6人以上1人を増すごとに加算する額	2,400円	2,400円	
		冬 季 (10月1日から翌年3月31日まで)	1人世帯	9,100円	9,000円
			2人世帯	12,000円	11,900円
3人世帯			16,900円	16,800円	
4人世帯			20,000円25,400円	19,900円	
5人世帯			25,200円		
6人以上1人を増すごとに加算する額	3,300円	3,300円			
災害にかかった住宅の応急修理(1世帯当たり)			510,000円	500,000円	
障害物の除去(1世帯当たり)			137,500円	137,000円	

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。